

令和元年11月第5回松阪市議会定例会

請願文書表

受理番号	請願第9号
受理年月日	令和元年11月20日
件名	生活保護受給権の侵害がないか実態把握を求める請願
請願者の住所及び氏名	松阪市駅部田町638番地1 岡野 比佐人
請願要旨	別紙のとおり
紹介議員	田中 正浩 西口 真理 海住 恒幸

請願第 9 号

令和元年 11月 20日

松阪市議会議長
大平 勇様

請願 生活保護受給権の侵害がないか実態把握を求める請願

紹介議員 海住恒幸

西口真理

田中正浩

請願者の住所及び氏名

松阪市駅部田町 638番地 1 201号室

岡野比佐人

請願趣旨

令和元年(2019年)8月25日付の朝日新聞三重版に、「生活保護巡り 代筆トラブル 『申請取り下げる』押印の辞退届」という見出しの記事が掲載されました。もとより、生活保護は、国民の生存権を保障した日本国憲法第25条に基づく生活保護法により、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう具体化した制度であることは言うまでもありません。しかし、生活保護の申請者に対し、行政が保護申請の辞退を勧めたり、「保護辞退届」を書かせると、申請者の正当な受給権を侵害するおそれがあります。そこで、貴議会において、松阪市が生活保護行政の一環で生活保護申請者に「保護辞退届」を提出させている実態を把握していただき、その中に不適正な事例はなかったか調査していただくこと、さらには、三重県知事に対し、生活保護法第23条に基づき、松阪市が同法施行に関する事務を適正に行っているかを事務監査するよう求め、以下の項目につき、請願を行います。



請願項目

- 1, 議会として、松阪市が、生活保護申請者に対し、不適正に、保護申請の辞退を勧めたり、「保護辞退届」を書かせている実態はないか、調査のうえ、結果を公表してほしい。
- 2, 議会として、三重県知事に対し、生活保護法第23条に基づき、松阪市が同法施行に関する事務を適正に行っているかを事務監査するよう求めていただきたい。

以上